

平成二十三年六月十日受領
答弁第二一八号

内閣衆質一七七第二一八号

平成二十三年六月十日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出韓国国会議員による北方領土訪問に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出韓国国会議員による北方領土訪問に関する再質問に対する答弁書

一及び五について

我が国の固有の領土である国後島については、我が国は現在管轄権の一部を事実上行使できない状況にあるため、お尋ねの「訪問の実態」について正確にお答えすることは困難であるが、姜昌一議員ほか二名の大韓民国の国会議員が、平成二十三年五月二十四日に、サハリンにある大韓民国の出張所の便宜供与等を受けて、航空機により国後島を短時間訪問したものと承知している。

二について

お尋ねについては承知していない。

三について

御指摘の「国後島訪問」は、ロシア政府又はサハリン州政府の招聘を受けて行われたものではないと承知している。

四について

これまでのところ、御指摘の「国後島訪問」について、ロシア側の主体的、意図的な関与があったとは

考えていない。

六について

第三国の国会議員が北方四島を訪問したからといって、ロシア連邦が法的根拠なくして北方四島を占拠していることに正当性が付与されることはないことから、ロシア連邦政府との交渉における我が国の立場が特段不利になるとは考えていない。